

【事業者の皆様へ】

不要となった飛沫防止 パーティションはリサイクルへ！

廃棄する場合は適正な処理を

事業者の皆様が【飛沫防止パーティション（アクリル板等）】を廃棄する場合、一般廃棄物ではなく**産業廃棄物（廃プラスチック類）**に該当します。

産業廃棄物の運搬や処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、排出事業者として、**事業者の皆様ご自身が適正に処理をする必要**があります。

産業廃棄物の適正
処理の方法はこちら



（宮城県廃棄物対策課）

ごみから資源にリサイクルを



パーティション（アクリル板等）等の多くは、資源としてリサイクル可能です。
ごみを減らし、限られた資源を有効に活用するため、リサイクルに御協力ください。

県内のリサイクル事業者は？

県では、飛沫防止パーティションの処理が可能な事業者の情報を、ウェブページに掲載しています。処分等を委託する場合の参考に御活用ください。

※処分等の依頼については、各事業者にご直接お問い合わせください。

リサイクル事業者の
情報ははこちら



（宮城県循環型社会推進課）

宮城県環境産業コーディネーター（通称「EIC」）にご相談ください

県では、産業廃棄物の3Rの推進などを通じた環境関連産業の振興のために、環境産業コーディネーター（通称EIC）を配置しています。環境産業コーディネーターの支援を希望される方は、循環型社会推進課までお問い合わせください。



〈お問合せ先〉

■ **産業廃棄物の適正処理に関すること**【環境生活部 廃棄物対策課 指導班】
TEL：022-211-2463（直通） E-mail：haitaig@pref.miyagi.lg.jp

■ **リサイクル・EICに関すること**【環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班】
TEL：022-211-3207（直通） E-mail：junkanj@pref.miyagi.lg.jp

